

平成 21 年度第 3 回独立行政法人物質・材料研究機構契約監視委員会
議事要旨

1. 日 時：平成 22 年 3 月 9 日（火）14:00～16:20
2. 場 所：独立行政法人物質・材料研究機構 千現地区
研究本館管理棟 2 階 役員会議室
3. 出席者：橋本委員長、竹内委員、四元委員、渡辺委員、芳賀委員
4. 議題
 - (1) 前回委員会議事概要について
 - (2) 平成 21 年度契約の事前点検について
 - (3) 契約における実質的な競争性確保に関する点検について
 - (4) 随意契約審査体制及び仕様検討体制の強化について
 - (5) 契約監視委員会に係る資料の公表について
 - (6) その他

5. 議事概要

議題(1) 前回委員会議事概要について

事務局から第 1 回及び第 2 回委員会の議事概要（案）について説明があり、審議の結果、了承された。なお、本議事概要は物質・材料研究機構のホームページで公表することとされた。

議題(2) 平成 21 年度契約の事前点検について

(2)-1 前回競争性のない随意契約

事務局から調査表（様式 10-1）に基づき説明があり、点検対象となる契約（1 件）の審議を行った。

今回の点検における委員会からの指摘事項及び指摘事項に対する具体的取り組みは以下のとおりである。

	指摘事項	具体的取り組み
1	契約に際し、当該特許に基づく実施料等の収入がないため、基本となる特許内容が陳腐化していないかどうか確認する必要がある。	契約事務を行う前に特許担当部署に特許内容が陳腐化していないかどうかを確認し、適正な契約を行うよう努める。

(2)-2 前回一者応札・一者応募

事務局から調査表（様式 10-2）に基づき説明があり、点検対象となる契約（28 件）の審議を行った。

今回の点検における委員会からの指摘事項及び指摘事項に対する具体的取り組みは以下のとおりである。

	指摘事項	具体的取り組み
1	業務目標に照らした仕様・性能の記述内容の適正化が必要である。	仕様書作成に当たっては、カタログ等の抜粋ではなく、業務目標に沿った必要最小限の性能・機能に留めるよう指導しているが、今後は契約監視委員会の指摘又は仕様審査アドバイザーの助言等を踏まえた仕様書作成の徹底に努める。
2	発注内容を公平に広く周知する工夫が必要である。	今後、電子入札システムを導入し、広く公告する仕組みを整備する。

(2)-3 新規案件

事務局から調査表（様式 10-3）に基づき説明があり、点検対象となる契約（221件）の審議を行った。

今回の点検における委員会からの指摘事項及び指摘事項に対する具体的取り組みは以下のとおりである。

①契約方式：競争性のない随意契約

	指摘事項	具体的取り組み
1	契約に際し、当該特許に基づく実施料等の収入がないため、基本となる特許内容が陳腐化していないかどうか確認する必要がある。	契約事務を行う前に特許担当部署に特許内容が陳腐化していないかどうかを確認し、適正な契約を行うよう努める。

②契約方式：一般競争契約

	指摘事項	具体的取り組み
1	業務目標に照らした仕様・性能の記述内容の適正化が必要である。	仕様書作成に当たっては、カタログ等の抜粋ではなく、業務目標に沿った必要最小限の性能・機能に留めるよう指導しているが、今後は契約監視委員会の指摘又は仕様審査アドバイザーの助言等を踏まえた仕様書作成の徹底に努める。
2	試作品（ソフトウェア開発等含む）であるため公告期間及び納期の設定に柔軟な対応が必要である。	試作又はシステム開発等の開発要素が高いものについては、十分な履行期限等を確保し、競争を阻害しないよう努める。
3	発注内容を公平に広く周知する工夫が必要である。	今後、電子入札システムを導入し、広く公告する仕組みを整備する。
4	技術審査基準が明記されていない。	明確な基準は設けていないが、仕様書を満たす装置を製作できるかどうかの審査を仕様項目毎に行っており、透明性・公平性は保たれている。
5	応札参加希望者に公平に同一の説明を実施すべきである。	基本的に応札参加業者には公平・同一な説明を実施しており、適切に行われている。しかしながら、仕様説明会を行う必

		<p>要があると思われる場合には、要求者とも協議しながら公正な契約業務の執行に努める。</p>
--	--	---

なお、委員から以下の意見があった。

- ・一般競争契約に当たって、「仕様内容の組織的な検討」、「仕様書に特定社名等を記載しない」、「入札参加資格の等級制限を設けない」、「公告期間を受領期限まで 20 日以上確保する」といった改善を行っていくことは重要である。しかしながら、それらの改善を行っても、なお、一者応札・一者応募の結果となってしまう契約については、研究開発独立行政法人の場合、その業務の特殊性等からやむを得ない場合も有り得る。

また、本日、審議・了承された調査表について、今後、文部科学省等から意見が出された場合、そのやり取りの状況等を電子メール等で各委員に周知することとなった。

議題(3) 「契約における実質的な競争性確保に関する点検」について

(平成 22.1.19 付総務省行政管理局(独立行政法人総括担当)事務連絡による点検依頼)

事務局から本点検の趣旨及び点検の対象となる案件の説明があり、記載内容の確認が行われた。

議題(4) 随意契約審査体制及び仕様検討体制の強化について

事務局から物質・材料研究機構内における随意契約に係る審査体制及び仕様書の検討体制の見直しについて説明があった。なお、委員より今後、物質・材料研究機構内の体制がより一層充実していくことを期待する旨、意見があった。

議題(5) 契約監視委員会に係る資料の公表について

事務局から物質・材料研究機構のホームページで公表する本委員会に係る資料について説明があり、了承された。なお、公表については順次行うこととされた。

以上